

平成 25 年 12 月釜石市議会定例会議案説明資料正誤表

10 ページ及び 11 ページ

別表(第 7 条関係) 3 クラブハウス利用料金の表に「入場料等を徴」及びラウンジの項が印刷されていなかったため、訂正するものです。

(正)

現行				改正後(案)					
別表(第 7 条関係) 3 クラブハウス利用料金				別表(第 7 条関係) 3 クラブハウス利用料金					
区分		昼間 8時から17時まで (1時間につき)	夜間 17時から21時まで (1時間につき)	全日 8時から21時まで	区分		昼間 8時から17時まで (1時間につき)	夜間 17時から21時まで (1時間につき)	全日 8時から21時まで
入場料 等を徴 収しな い場合	会議室	400円	600円	4,700円	入場料 等を徴 収しな い場合	会議室	410円	610円	4,830円
	ラウンジ	600円	800円	8,600円		ラウンジ	610円	820円	8,840円
	ロッカー ルーム	500円	700円	7,300円		ロッカー ルーム	510円	710円	7,500円

(誤)

現行				改正後(案)					
別表(第 7 条関係) 3 クラブハウス利用料金				表(第 7 条関係) 3 クラブハウス利用料金					
区分		昼間 8時から17時まで (1時間につき)	夜間 17時から21時まで (1時間につき)	全日 8時から21時まで	区分		昼間 8時から17時まで (1時間につき)	夜間 17時から21時まで (1時間につき)	全日 8時から21時まで
収しな い場合	会議室	400円	600円	4,700円	収しな い場合	会議室	410円	610円	4,830円
	ラウンジ					ラウンジ			
	ロッカー ルーム	500円	700円	7,300円		ロッカー ルーム	510円	710円	7,500円

別表 2・3 階の欄中室番号「1」の記載箇所に間違いがあったため、訂正するものです。

(正)

現行										改正後(案)													
別表(第11条関係)市営釜石ビル使用料										別表(第11条関係)市営釜石ビル使用料													
1階			2・3階			4～8階				削る			2・3階			4～8階							
室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料					
	m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円					
1	113	68	288,850	1	67	84	140,070	1～8	58	88	45,000	削る	削る	削る									
2	49	57	126,000	2～3	28	16	58,170					削る	削る	削る	削る	1	67	84	144,070	1～8	58	88	45,000
3	174	10	442,360	4・6	65	92	136,080					削る	削る	削る	削る	2～3	28	16	59,830				
												削る	削る	削る	削る	4・6	65	92	139,960				
以下 (略)										以下 (略)													

(誤)

現行										改正後(案)													
別表(第11条関係)市営釜石ビル使用料										別表(第11条関係)市営釜石ビル使用料													
1階			2・3階			4～8階				削る			2・3階			4～8階							
室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料		室番号	面積		使用料					
	m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円			m <sup>2</sup>		円					
1	113	68	288,850	1	67	84	140,070	1～8	58	88	45,000	削る	削る	削る									
2	49	57	126,000	2～3	28	16	58,170					削る	削る	削る	削る								
3	174	10	442,360	4・6	65	92	136,080					削る	削る	削る	削る	1	67	84	144,070	1～8	58	88	45,000
												削る	削る	削る	削る	2～3	28	16	59,830				
												削る	削る	削る	削る	4・6	65	92	139,960				
以下 (略)										以下 (略)													

別表第3（第11条関係）使用料の改正が必要であったものの別表第3の記載がなかったため、記載したものです。

## (正)

現行			改正後(案)		
別表第3(第11条関係) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料			別表第3(第11条関係) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		
行為	単位	金額	行為	単位	金額
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	100円以内	第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	100円以内
第3条第1項第2号に掲げる行為	1月につき	500円以内	第3条第1項第2号に掲げる行為	1月につき	510円以内
写真を撮影する行為			写真を撮影する行為		
映画又はテレビを撮影する行為	1時間につき	500円以内	映画又はテレビを撮影する行為	1時間につき	510円以内
第3条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円以内	第3条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円以内
第3条第1項第4号に掲げる行為	使用面積	1,000円以内	第3条第1項第4号に掲げる行為	使用面積	1,020円以内
	200平方メートル未満 1件1日につき			200平方メートル未満 1件1日につき	
	使用面積	5円以内		使用面積	5円以内
	200平方メートル以上 1平方メートル1日につき			200平方メートル以上 1平方メートル1日につき	
別表第7(第11条の18関係) (略)			別表第7(第11条の18関係) (略)		

## (誤)

現行		改正後(案)	
別表第7(第11条の18関係) (略)		別表第7(第11条の18関係) (略)	